

電子車検証移行に伴う 譲渡書類の対応について



2023年1月4日より車検証が電子化されます。
成約車両の譲渡書類の取扱いは以下の通りお願いいたします。

出品店様 成約車両の提出書類受付について（登録車の場合）

- 電子車検証には所有者情報（氏名又は名称/住所）が記載されていません。
電子車検証とあわせて、所有者情報の確認できる書類の提出にご協力ください。



電子車検証



自動車検査証記録事項

電子車検証をICリーダーで
読み込んで発行

もしくは

移転登録時に交付されるもの

- ◇電子車検証を提出の場合、所有者確認のため追加の書類をご提出いただくことがございます。
- ◇従来の車検証をご提出いただく場合は、上記の書類は必要ありません。

落札店様 名義変更結果受付について（登録車の場合）

- 発行年月日/自動車登録番号/車台番号が確認できる書類をご提出ください。



電子車検証のコピー

もしくは



自動車検査証記録事項

- ◇電子車検証発行日を名義変更完了日とみなし、自動車税の精算や名義変更処理を行います。
- ◇日付の改ざん、所有者のみ変更等の行為が認められた場合、厳格な処置を講じます。
- ◇名義変更結果の提出は、従来どおり名変センター宛てにFAX(0565-71-5255)または郵送をお願いします。

電子車検証についてはこちらをご参照ください

国土交通省 電子車検証特設サイト <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

ご不明な点は各会場までお問い合わせください。

2022年12月